

平成29年度における国民健康保険制度の主な改正（案）について

1 低所得者に対する国民健康保険料軽減措置の対象拡大について

(1) 改正（案）の概要

低所得者に対する保険料の軽減措置の対象を拡大するため、保険料の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げをするもの。

① 5割軽減の対象世帯拡大

(現行) 基準所得金額 33万円 + 26.5万円 × 被保険者数

↓

(改正後) 基準所得金額 33万円 + 27万円 × 被保険者数

② 2割軽減の対象世帯拡大

(現行) 基準所得金額 33万円 + 48万円 × 被保険者数

↓

(改正後) 基準所得金額 33万円 + 49万円 × 被保険者数

【例】給与収入3人世帯

- ・ 5割軽減基準収入 (現行) 約186万円 → (改正後) 約188万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現行) 約278万円 → (改正後) 約283万円

【例】給与収入4人世帯

- ・ 5割軽減基準収入 (現行) 約224万円 → (改正後) 約226万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現行) 約346万円 → (改正後) 約352万円

【例】年金収入2人世帯 (65歳以上)

- ・ 5割軽減基準収入 (現行) 約221万円 → (改正後) 約222万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現行) 約264万円 → (改正後) 約266万円

(2) 施行日

平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の保険料から適用する。

2 高額療養費制度の見直しについて

70歳以上の方が1ヵ月の間に医療機関等に支払う一部負担金の限度額が、平成29年8月、平成30年8月の2段階で見直される。※詳細は別紙参照